

工事一時中止に係るガイドライン

令和2年7月

佐賀県 県土整備部、
農林水産部及び地域交流部

目次

1. ガイドライン策定の背景
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期短縮計画書の作成
8. 工事の全部中止と一部中止について
9. 請負代金額又は工期の変更
 - ・請負代金額の変更
 - ・工期の変更
10. 増加費用の考え方
 - (1) 契約後準備工着手前に中止した場合

- (2) 準備工期間に中止した場合
- (3) 本体工事施工中に中止した場合
- (4) 工期短縮を行った場合
- (5) 増加費用の取扱い及び算定

参考資料

- ・佐賀県建設工事請負契約約款(第20、16、18条)
- ・佐賀県土木工事等共通仕様書(第16節)
- ・現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について(国土交通省)
- ・増加費用の費目と内容(土地改良事業を除く)
- ・増加費用の費目と内容(土地改良事業)
- ・工事請負代金の構成及び変更請求の作成例
- ・手続き様式

※本ガイドラインは、土木、農業土木の事例を代表的に取り扱っているため、港湾、空港土木、漁港漁場、森林整備保全の積算方法についてはそれぞれの基準書によること。
なお、建築工事において本ガイドラインに記載のない部分については、営繕工事請負契約における工事一時中止ガイドライン(国土交通省大臣官房営繕部)を参考にする。

1. ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

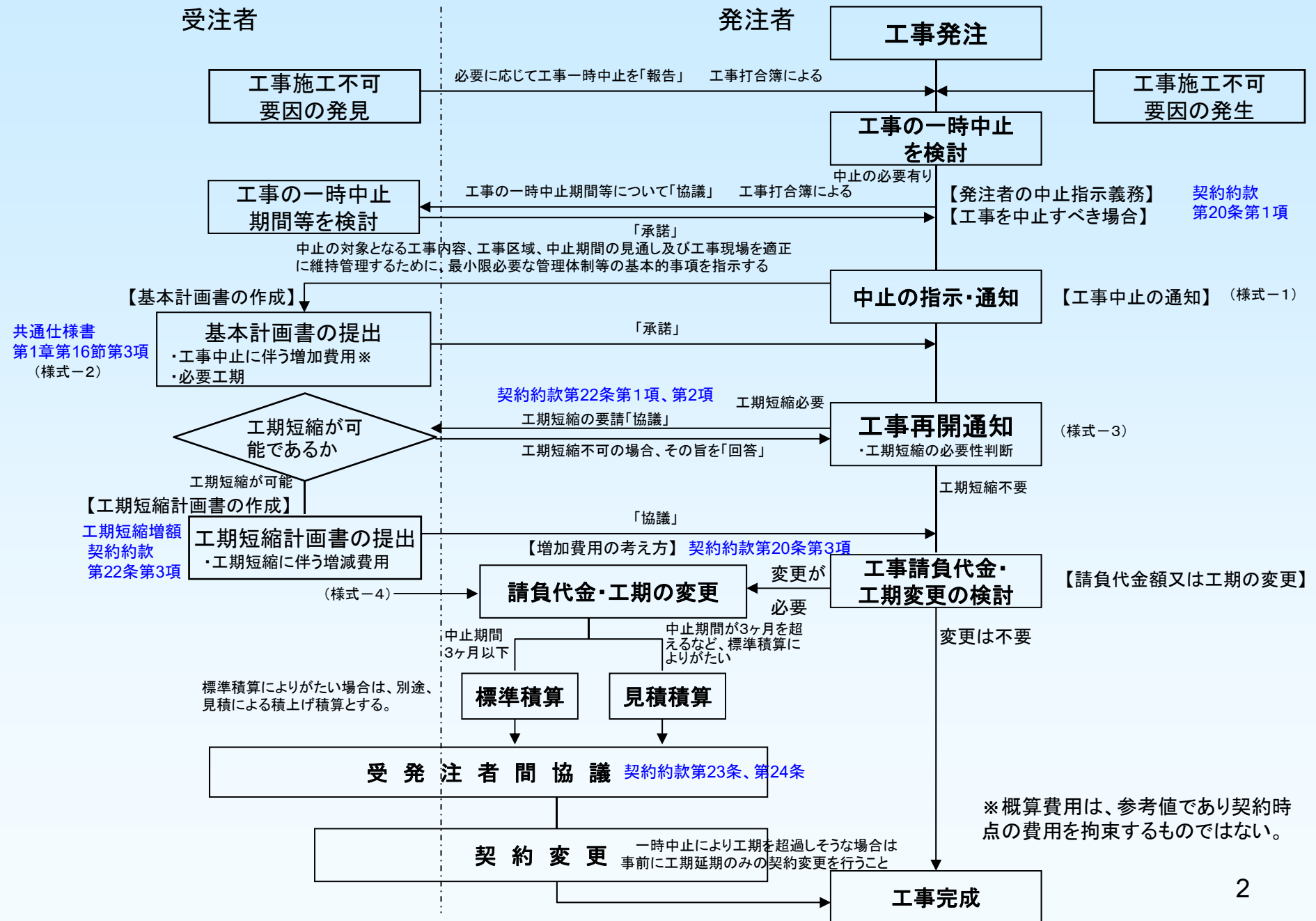
○各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

○しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドラインの策定

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。【関係法令：佐賀県建設工事請負契約約款第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。また、全部中止と一部中止の違いについては、「8. 工事の全部中止と一部中止について」を参考とすること。

◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合

◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる

◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる

◇発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある

◇佐賀県建設工事請負契約約款第16条規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連する
◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に全部中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【参考：監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

*大幅な工期延期とは、佐賀県建設工事請負契約約款(受注者の解除権)第48条1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：佐賀県建設工事請負契約約款第20条】
- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。
 - ※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合の具体的事例

- ・ 発注者の責務である工事用地等の確保が行われていない
- ・ 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる
- ・ 別契約の関連工事の進捗が遅れた

- ・ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整)が生じた
- ・ 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された
- ・ 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要が生じた
- ・ 同一現場内に複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない
- ・ 同一現場内に複数の工種の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない
- ・ 同一現場内に複数の工種の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難

②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合の具体的事例

- ・ 地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた
- ・ 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた
- ・ 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった
- ・ 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった

5. 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：佐賀県建設工事請負契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
 - ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。 【土木工事等共通仕様書第1章第16節】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事一時中止に伴う増加費用*及び算定根拠

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
(契約後準備工着手前は受発注者間で協議)
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

*指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 工事の全部中止と一部中止について

◆工事一時中止には、工事の全部を中止する場合(全部中止)と、工事の一部を中止する場合(一部中止)があり、契約上の取扱いが異なる。

	全部中止	一部中止
中止の内容	工事の全部(工事全体)を中止	工事の一部(主たる工種)の中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分(中止の通知の際に図面に中止範囲を図示)
主任技術者及び監理技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は原則として専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
現場代理人の常駐	工事を全面的に一時中止している期間は原則として、常駐を要しない (安全管理、工程管理等の工事現場における運営、取締り等が困難なものでないこと。また、常に携帯電話等で連絡が取れること)	工事施工期間は常駐が必要
主任技術者及び監理技術者の変更	大幅な工期延期*となった場合は、発注者との協議により主任技術者及び監理技術者を変更することができる	
契約解除できる時期(受注者の解除権)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき(工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することを基本としますが、発注者と受注者の協議により決定	一部中止に伴う影響期間について工期延期

*大幅な工期延期とは、佐賀県建設工事請負契約約款(受注者の解除権)第48条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは、6ヶ月)を超える場合」を目安とする。

9. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額及び工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

10. 増加費用の考え方

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇ 基本計画書の作成

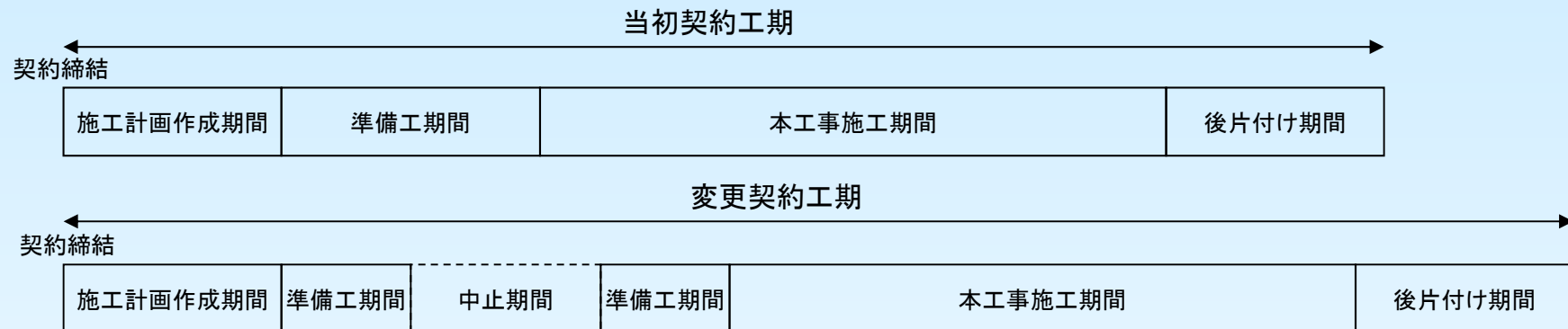
- 佐賀県建設工事請負契約約款の工事用地等の確保第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇ 増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は原則計上しない。

(2) 準備工期間に中止した場合

- ◆ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇ 基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇ 増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。(積算は受注者から見積を求め行う。)※この場合は標準積算によらない

(3) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇ 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇ 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇ 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

工事の再開準備に要する費用

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※ 本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(4) 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)

■ 増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が受注者の責によらないもの …………… 【増加費用を見込む】

ex. ・工事を中止したにも関わらず工期延期せず当初工期のままとした場合

・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの …………… 【増加費用は見込まない】

ex. ・受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(5) 増加費用の取扱い及び算定

■ 増加費用の設計書における取扱い

- ◆ 増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

■ 増加費用の事務処理上の取扱い

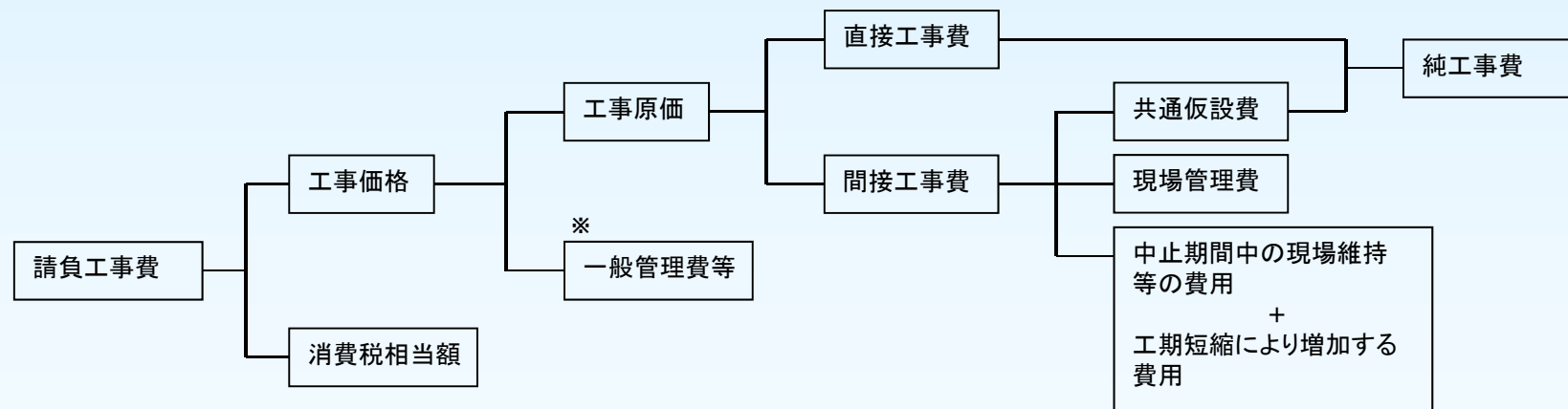
- ◆ 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- ◆ 増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆ 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

■中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

■増加費用の積算(土地改良事業を除く)

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月*以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

*標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

*見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

◇中止期間中の現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + a$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て)

a:積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J_b + N)) B - (J / (a \times J_b)) B \} + (N \times R \times 100) / J \quad * \text{空港土木は計算式が異なるため注意}$$

N:一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(一般土木世話役)

A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表-1)

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○J:一時中止時点の契約上の純工事費 ○N:一時中止日数 ○a:積上げ費用

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目(土木工事の場合)

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用
- ◇工事体制の縮小に要する費用
- ◇工事の再開準備に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■ 全部中止と一部中止の算定方法の違い

	中止期間が3ヶ月以下の場合 →標準積算(率計上)による積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 →全て積上げ積算									
全部中止 (工事全体が中止)	<ul style="list-style-type: none"> ○率計上項目は、標準積算(率計上)とする (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる ○率計上項目以外は積上げ積算する (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての増加費用を積上げ積算する (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする 									
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>工種A(主たる工種)</td> <td>工事実施</td> <td>一時中止</td> <td>工事実施</td> <td>工期延伸</td> </tr> <tr> <td>工種B(その他工種)</td> <td>工事実施</td> <td>一時中止</td> <td>工事実施</td> <td>工期延伸</td> </tr> </table> <p style="text-align:center;"> (一時中止期間における現場維持のための社員等) </p>		工種A(主たる工種)	工事実施	一時中止	工事実施	工期延伸	工種B(その他工種)	工事実施	一時中止	工事実施
工種A(主たる工種)	工事実施	一時中止	工事実施	工期延伸							
工種B(その他工種)	工事実施	一時中止	工事実施	工期延伸							
一部中止 (主たる工種が中止)	<ul style="list-style-type: none"> ①率計上項目は、標準積算(率計上)とする (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延伸期間のN'」を用いる ②率計上項目以外は積上げ積算する (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする 	<ul style="list-style-type: none"> ③全ての増加費用を積上げ積算する (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする 									
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>工種A(主たる工種)</td> <td>工事実施</td> <td>一時中止</td> <td>工事実施</td> <td>工期延伸</td> </tr> <tr> <td>工種B(その他工種)</td> <td colspan="3">工事実施</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align:center;"> ②、③に用いる日数 (一時中止期間における現場維持のための社員等) 中止期間: N(日) ①に用いる日数 ※数量増による工期延伸は除く 工期延伸期間: N'(日) </p>		工種A(主たる工種)	工事実施	一時中止	工事実施	工期延伸	工種B(その他工種)	工事実施		
工種A(主たる工種)	工事実施	一時中止	工事実施	工期延伸							
工種B(その他工種)	工事実施										

別表－1（土木工事の場合）

工種区分		係数 A			係数 B	係数 a	係数 b
		地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地 （D I D地区・準ずる地区）			
河川工事		739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海岸工事		105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事		339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事		550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
P C橋工事		476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
橋梁保全工事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
舗装工事		453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事		293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事		151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事		96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河川維持工事		439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事		244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事		351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フィルダム工事		508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電線共同溝工事		256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740

※係数は最新の土木工事標準積算基準書によること
 ※土木工事以外については、最新の各積算基準によること

※地域補正：地方部（一般交通等の影響なし）
 地方部（一般交通等の影響有）、山間僻地離島
 市街地（D I D地区・準ずる地区）

■増加費用の積算(土地改良事業)

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月*以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、標準積算に基づいた積算と受注者の金額と比較した上で、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

*見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

◇中止期間中の現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + a$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て)

a:積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J_b + N)) B - (J / (a \times J_b)) B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N:一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(一般土木世話役)

A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表-2)

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○J:一時中止時点の契約上の純工事費 ○N:一時中止日数 ○a:積上げ費用

別表-2 (農業土木工事の場合)

工種区分	係数A						係数B						係数 a	係数 b
	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし		
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダム工事	105.4	102.9	102.9	98.8	93.8	91.3	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	-0.0684	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリートダム工事	99.0	96.0	96.0	93.6	87.5	84.6	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	-0.0632	-0.0617	0.2288	0.3812

※係数は最新の基準書によること

参考資料

■佐賀県建設工事請負契約約款

※甲は発注者、乙は受注者

佐賀県建設工事請負契約約款 第20条(工事の中止)

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

佐賀県建設工事請負契約約款 第16条(工事用地等の確保)

1. 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
2. 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

佐賀県建設工事請負契約約款 第18条(条件変更等)

1. 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2. 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
3. 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

佐賀県建設工事請負契約約款 第48条(乙の解除権)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
2. 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

■佐賀県土木工事等共通仕様書

佐賀県土木工事等共通仕様書 第1章第16節(工事の一時中止)

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第49節臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (4) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。
3. 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。
また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

【別紙 1】

国土建第 161 号
平成 23 年 11 月 14 日

各公共発注者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年 7 月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く）及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第 10 条第 2 項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合^(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされた（標準約款第 10 条第 3 項）。

(※) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人

に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。
- (2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。
 - ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）
 - ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

- ア 兼任する工事の件数が少数であること
(工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば 2～3 件程度)
- イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること
(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること)
- ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第 26 条第 3 項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

■増加費用の費目と内容(土地改良事業を除く)

増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1)現場における増加費用【積上げ又は率により計上】

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料, 設備等のうち, 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同様と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが, 中止に伴う工事現場の維持等の必要上, 発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む。)

③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

へ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類, 資材等のうち, 工事が中止されたために, 新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械, 材料, 仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

- ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
- ②解雇・休業手当を払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

■増加費用の費目と内容(土地改良事業)

【工事一時中止ガイドラインの制定について】

(令和2年4月28日付け農村振興局整備部設計課長通知の別紙より抜粋)

増加費用の費目に係る積算について

1 現場における増加費用

(1) 材料費

ア 材料の保管等の費用

保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

イ 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

ウ 直接工事費に計上された材料の損料等

費用にあたっては次式により算定する。

材料損料＝中止期間×供用1日(又は1月)当り損料

(2) 労務費

ア 工事現場の維持に必要な労務費

現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

イ 他職種に転用した場合の労務費差額

本来の職種外の作業に従事した場合の労務費差額は、次式により算定する。

労務費差額＝延人員×(本来職種労務単価－従事した職種労務単価)

なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(3) 水道光熱電力料

水道光熱電力等に要する費用とする。

(4) 機械経費

工事現場に存置する機械の費用

機械存置費＝中止期間×供用1日当り損料

(5) 仮設費

ア 仮設諸機材の損料

次式により算定する。

仮設諸機材の損料＝中止期間×供用1日(又は1月)当り損料

イ 仮設材料の損料

アに準じて算定する。

ウ 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

積算基準により算定する。

エ 追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

(6) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて算定する。

(7) 運搬費

- ア 工事現場外へ搬出又は工事現場へ再搬入に要する費用
- イ 大型機械類等の現場内運搬

(8) 準備費

受発注者協議により必要と認められた費用

(9) 安全費

- ア 既存の安全施設等に係る費用
安全設備等の中止期間等に伴う損料及び維持補修の費用。
- イ 新たに必要になった安全施設等に要する費用
受発注者協議により必要と認められた費用。

(10) 役務費

- ア 材料置場等の敷地の借上げ料

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

- イ 用水・電力等の基本料金
中止期間等の基本料金とする。

(11) 技術管理費

(6)に準じて算定する。

(12) 営繕費

元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

営繕損料＝中止期間×供用1日(又は1月)当り損料

(13) 労務者輸送費

労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(14) 労務管理費

他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

解雇又は休業手当に要する費用

(15) 従業員給料手当

現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

(16) 福利厚生費等

中止期間中の費用

(17) 地代

中止期間中の費用

2 本支店における増加費用

本支店における増加費用は、元設計の費用に工事中止に伴う増加費用等を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定する。

3 消費税相当額

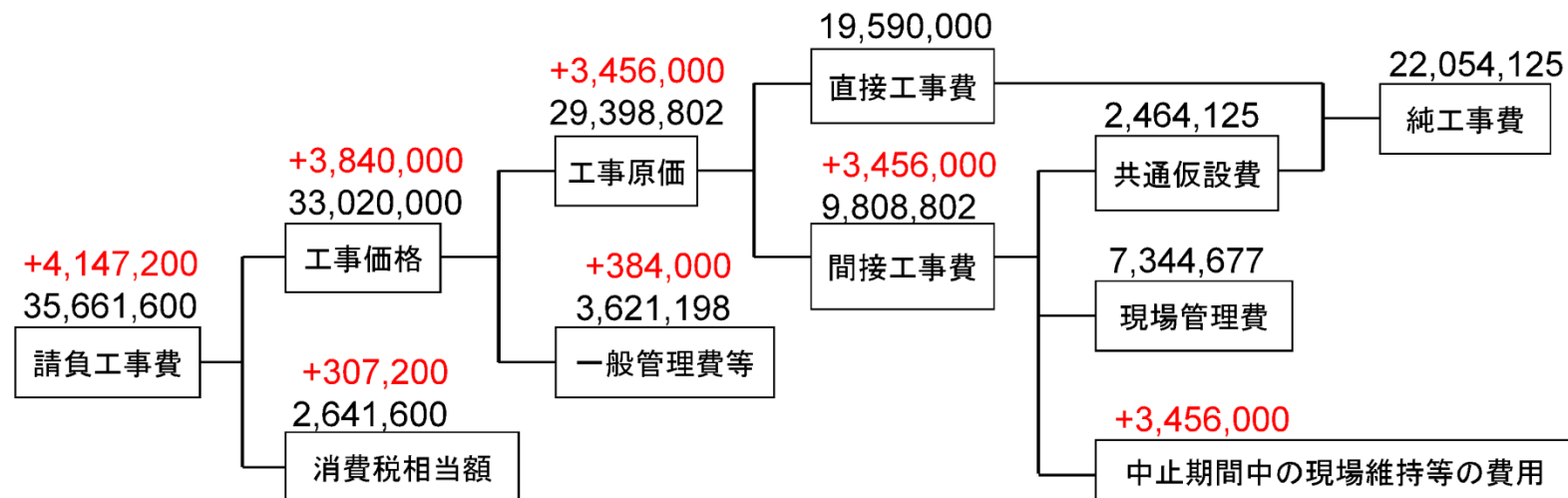
■ 工事請負代金の構成及び変更請求の作成例

増加費用等の構成

- ◇ 中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇ 積み上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◇ 増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



※出典：国土交通省 関東地方整備局
工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成28年5月)のうち工事一時中止に係るガイドライン(案)より抜粋

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名 ○○○○電線共同溝工事
 工事場所 自) ○○県○○市○○
 至) ○○県○○市○○
 当初工期 自) ○○年○○月○○日 一時中止期間 自) ○○年○○月○○日
 至) ○○年○○月○○日 至) ○○年○○月○○日
 (750日間) (129日間)

当初契約金額 ￥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ￥○○○,○○○,○○○

増加金額 ￥ 3,629,624 税抜増加金額 ￥ 3,456,785

○○○○株式会社 ○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	○○○○電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る
 証明書類の提出が必要

例えば)

(1)現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ➡ ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ➡ ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる
 (例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を
 切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

※出典:国土交通省 関東地方整備局

工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成28年5月)のうち工事一時中止に係るガイドライン(案)より抜粋

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(1)現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容
○年 ○月	1	金	工事の一次中止指示
	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

○○○(株) ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。
(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払元	支払先	氏名	住所
○○○(株)	○○支店	○○○	○○○
給与・賞与	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与 369,900	369,900	102,825	102,825
賞与 102,825	102,825	0	0
合計 472,725	472,725	102,825	102,825

支払元 住所 氏名 支店

※出典:国土交通省 関東地方整備局

工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成28年5月)のうち工事一時中止に係るガイドライン(案)より抜粋

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書(○○年 ○月分)

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	○○○○(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株)○○○○	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	○○○○(株)	38,000	
合計			101,300	

② 事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

③ 経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
○月	7,850		26,300	38,000
○月			26,300	38,000
○月	27,648		26,300	38,000
○月		37,000	26,300	38,000
○月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

※出典:国土交通省 関東地方整備局

工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成28年5月)のうち工事一時中止に係るガイドライン(案)より抜粋

(参考資料)

別紙

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
- 4 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
- 5 中止した工事現場の管理責任に関すること

(参考資料)

様式-3

年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名) 印

一時中止中の請負工事の再開について

年 月 日付けで請負工事の一時中止を行っていた下記工事については、年 月 日により工事を再開します。

なお、下記のとおり契約工期を変更するので異議がなければ建設工事変更請負契約書を提出してください。

記

- 1 工事番号 □□□□第 - 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 変更工期 年 月 日から 年 月 日まで

※工期の変更を要しないものについては、なお書き及び4変更工期を消すこと

(参考資料)

様式-4

工 事 打 合 簿 (協 議 用)

発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	打合年月日	年 月 日
内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 協議		
工 事 名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第 - 号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事		
(打合事項)			
一時中止中に伴う請負代金額の変更について			
現在施工中の <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、佐賀県建設			
工事請負契約約款第20条により下記のとおり協議します。			
(回答・措置)			
<input type="checkbox"/> 年 月 日までに回答する		回答年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 下記内容で回答する			
変更の対象と する ・ しない		概算変更金額	円
受注者	現場代理人		印
発注者	総括監督員		印
	主任監督員		印
	一般監督員		印

※ 2部作成し、受注者、発注者それぞれ保管する。
※ この様式に記載された個人情報は施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。